

平成 28 年度シルバーベンチャー創出促進事業（情報発信）業務委託に係る公募型プロポーザル  
募集要項

平成 28 年 8 月 9 日

発注者 神奈川県知事  
黒岩 祐治

1 委託業務の名称

平成 28 年度シルバーベンチャー創出促進事業（情報発信）業務委託

2 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託料上限額

6,972,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 日本国内に法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

5 スケジュール

- (1) 参加意思表明書の受付 平成 28 年 8 月 24 日（水）17 時 15 分まで（必着）
- (2) 質問書の受付 平成 28 年 8 月 24 日（水）17 時 15 分まで（必着）
- (3) 質問に対する回答 平成 28 年 8 月 26 日（金）（予定）
- (4) 企画提案書の受付 平成 28 年 8 月 31 日（水）17 時 15 分まで（必着）
- (5) 選定結果の通知 平成 28 年 9 月 26 日（月）まで（予定）

6 参加手続き

- (1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、「かながわ電子入札共同システム」からダウンロードするか、産業労働局産業部産業振興課のホームページからダウンロードしてください。

- (2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書（様式 1）を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書（様式 1）

イ 提出期限 平成 28 年 8 月 24 日（水）17 時 15 分まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 産業労働局産業部産業振興課 新産業振興グループ 河合

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、ファクシミリ又は電子メールにて行います。

ア 提出書類 質問書（任意様式）

イ 提出期限 平成 28 年 8 月 24 日（水）17 時 15 分まで（必着）

ウ 提出方法 F A X 045-210-8871

E-mail kousin.renraku@pref.kanagawa.jp

E-mail による場合は、件名に「【質問書：シルバーベンチャー創出促進事業（情報発信）】」と明記してください。

エ 提出先 産業労働局産業部産業振興課 新産業振興グループ 河合

オ 回答日 平成 28 年 8 月 26 日（金）（予定）

(4) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書等を提出してください。

ア 提出書類

提案書類については、表紙、様式 2 及び見積書以外は、会社名やロゴマーク等提案者を特定できるものを入れないようにしてください。

(ア) 企画提案書（様式 2～4（表紙を含む））

(イ) 見積書（内訳明細を含む。任意様式）

a 宛名及び発行（提出）日を必ず記載してください。

b 宛名は、「神奈川県知事」としてください。

c 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 8% に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 8% に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとしします。

d 商号、住所、代表者（役職、氏名、代表者印）を記載してください。

イ 提出部数 5 部

1 部のみ正本とし、残り 4 部は複写で可とします。

ウ 提出期限 平成 28 年 8 月 31 日（水）17 時 15 分まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送

応募書類の分割提出はできません。また応募書類の差替えや返却には一切応じられません。

持参の場合の受付時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までです（土日祝日除く）。

オ 提出先 産業労働局産業部産業振興課 新産業振興グループ 河合

7 選定方法

(1) 選定方法

ア (2) の評価基準に基づき、外部委員等で構成する選定委員会による審査を行い、最も優れた提案書を決定します。ただし、最高点の提案が複数ある場合は、審査項目「業務内容に関する事項」の合計点が高い提案書を採択とします。

さらに同点の場合は、審査委員が協議のうえ決定します。

イ 審査委員の平均得点が 60 点未満の提案は順位いかんに関わらず、自動的に不採用とします。

- ウ 審査に先立って、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを行います。
- エ 審査会開催日は、平成 28 年 9 月上旬を予定しておりますが、決定次第、様式 1 に記載の連絡先に連絡します。
- オ プレゼンテーションにおける各者持ち時間は、「提案内容の説明 15 分、質疑応答 15 分（計 30 分）」です。
- カ 説明方法については特に定めはありませんが、提案書の内容に沿って説明をしてください。なお、提案書以外の資料を配付することは不可とします。

(2) 評価基準

審査項目		審査内容	配点
業務遂行能力 【様式 2・3】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制（人員配置、責任体制、外部ネットワーク）</li> <li>・全体スケジュールの具体性、妥当性</li> <li>・同種・類似業務の実績、自社独自の取組との相乗効果</li> </ul>	10 点
事業内容の理解度 【様式 3】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容及び目的に関する理解度・知識</li> <li>・事業概要・目的との整合性</li> </ul>	10 点
業務内容に関する事項	県内で活躍するシルバーベンチャーの情報収集 【様式 4-1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で活躍するシルバーベンチャーの情報収集</li> <li>・収集したシルバーベンチャーに対する取材方法が効果的なものか</li> <li>・情報収集にあたっての、関係機関との連携体制</li> </ul>	20 点
	シルバーベンチャーの取組みを紹介する効果的な冊子の作成、配布 【様式 4-2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー層の「起業」に対する興味・関心を呼び起こすような企画内容となっているか。</li> <li>・冊子の企画・編集、原稿作成、デザイン・レイアウト、印刷・製本等、広報ツール制作に必要な作業工程及び進捗管理の方法が適切なものか。</li> <li>・配布の方法や場所について、実効性のある手法をとっているか。</li> <li>・シルバー層に訴求力の高いイベントでの配布等、制作物の効果的な活用方法。</li> </ul>	25 点
	各種メディアを活用した情報発信 【様式 4-3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーベンチャーの認知度・ブランド力を向上させる内容となっているか。</li> <li>・シルバー層に効果的に訴求できる宣伝手法となっているか。</li> <li>・複数のメディア媒体を利用し、県民の目に触れる機会が多くなるように工夫がなされているか。</li> </ul>	25 点
見積額について 【任意様式】		適正な積算が行われており、かつ、見積の価格が低廉な順番に高評価とする。	10 点
合計			100 点

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 選定結果の通知

平成 28 年 9 月 26 日（月）まで（予定）に通知します。

## 8 業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行います。

## 9 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等は公表しますが、選定結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (7) 本事業は、国の「地方創生加速化交付金」を活用する事業であり、変更を伴う場合があります。その変更については必要に応じて発注者と協議の上、対応することとします。

## 10 提出先、問合せ先

〒231-8588（住所の記載を省略できます）横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局産業部産業振興課 新産業振興グループ

担当者 河合

電話 045-210-5639（直通）

FAX 045-210-8871

E-mail kousin.renraku@pref.kanagawa.jp